

台湾における県産農産物プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

台湾における県産農産物プロモーション業務

(2) 委託業務の内容

別紙「台湾における県産農産物プロモーション業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託契約金額の上限

11,000,000 円（消費税及び地方消費税込）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 5（2023）年 3 月 10 日まで

2 応募資格

次の要件をすべて満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する又は契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 海外における農産物の輸送、販売又は販売促進活動を実施した実績があること。
- (5) 国税及び都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

3 募集日程

令和 4（2022）年 6 月 24 日（金）	業務委託の公募開始
7 月 5 日（火）午後 3 時	質問書の提出期限
7 月 7 日（木）まで	質問書への回答
7 月 8 日（金）午後 3 時	参加表明書の提出期限
7 月 18 日（月）午後 3 時	企画提案書の提出期限
7 月 21 日（木）	プロポーザル審査会
7 月 27 日（水）まで	選考結果通知

4 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き次により質問書（様式 1）を提出

することとする。

(1) 提出期限

令和4(2022)年7月5日(火)午後3時まで

(2) 提出先

栃木県農政部経済流通課 農産物ブランド推進班
栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館12階北西側
電話:028-623-2299 FAX:028-623-2301
電子メール:brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールによること。

(4) 質問に対する回答

質問書の提出者に電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容を本県ホームページにて公開する。

(5) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書(様式2)に関係書類を添付して提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、令和4(2022)年7月15日(金)までに、辞退届(様式任意)を提出すること。

(1) 提出期限

令和4(2022)年7月8日(金)午後3時まで

(2) 提出先

本要領4(2)に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は書留郵送(提出期限内必着)に限る。

(4) 提出書類

- ア 参加表明書(様式2)
- イ 事業者概要書(様式3)
- ウ 確認書(様式4)

6 企画提案書の提出

参加表明書の提出を行った者(以下「参加者」という。)は、次により企画提案書(様式5)に関係書類を添付して提出すること。

(1) 提出期限

令和4(2022)年7月18日(月)午後3時まで

(2) 提出場所

本要領4(2)に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は書留郵送（提出期限内必着）に限る。

(4) 提出書類

- ア 企画提案書（様式5）
- イ 経費積算書（様式6）
- ウ その他企画提案の参考となる資料

(5) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

※副本については、参加者の社名が特定されないよう処理を施すこと。また、様式5の企画提案書の鑑文については、正本1部のみの提出でよい。

(6) その他

- ア 企画提案書提出期間後の書類の差し替えは認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）
- イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- ウ 提出された書類は返還しない。
- エ 複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については参加者負担とし、県はこれらに係る経費について、一切支給しない。
- カ プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- キ 企画提案等の書類は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査方法

県が別に定める委員により組織された審査委員会が、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、企画提案の内容及び事業の実施能力等について評価・採点し、委託候補者を選定する。

なお、参加表明書の提出者が多数の場合には、書類審査を実施し、その上位者のみを対象としてプロポーザル審査会を実施する場合がある。

(2) 審査基準

別添審査基準のとおり。

(3) プロポーザル審査会

ア 開催日時

令和4（2022）年7月21日（木）（予定）

イ 開催場所

栃木県庁舎内

ウ プレゼンテーションの所要時間

1参加者あたり30分（説明25分、質疑5分）以内

エ 注意事項

各参加者のプレゼンテーション開始時間及び会場は、後日通知する。なお、新型コロナウイルス

ルス感染症の状況により、オンライン開催となる場合がある。

(4) 審査結果の通知

令和4(2022)年7月27日(水)までに、全ての参加者に対し文書で通知するとともに、選定された者の名称等を本県ホームページに掲載する。

(5) その他

選考委員会は非公開とし、結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

8 その他

(1) 企画提案が採択された事業者等は、企画提案書の内容に基づき、県と業務履行に必要な協議を行う。なお、協議・調整の結果、企画提案内容及び金額等を変更する場合もある。協議が整った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県と随意契約による委託契約を締結する。協議が不調の際には、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 次のいずれかの要件に該当する場合には、失格とする。

ア 本要領において定める応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合。

イ 提出書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。

(3) 本委託業務を第三者に一括して再委託することはできない。ただし、業務の一部を委託する場合は、県と協議の上、実施することができる。

(4) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。